

# 寄附金税額控除の控除割合の改正について

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、新潟市に住所を有する人の市・県民税所得割の税率割合や寄附金税額控除の控除割合が平成30年度から以下のとおり改正されました。

これに伴い、新潟県のみが寄附金税額控除の対象とし、新潟市が対象としていない法人又は団体に対する寄附金につきましては、市民税の寄附金税額控除の適用がないため、受けられる税額控除額が少なくなりますのでご留意下さい。

## ●平成30年度分以降の市・県民税所得割の税率割合の改正

区分	現行	改正後
市民税	6%	8%
県民税	4%	2%

## ●寄附金税額控除の控除割合の改正

### 【県民税の控除額】

現行：(寄附金額 - 2,000円) × 4%

↓

改正後：(寄附金額 - 2,000円) × 2%

### 参考：市民税の控除額

※新潟県、新潟市ともに控除対象としている場合

現行：(寄附金額 - 2,000円) × 6%

↓

改正後：(寄附金額 - 2,000円) × 8%

### [新潟県のみが寄附金税額控除の対象としている寄附金に係る県民税控除額の計算例]

(例) 50,000円寄附した場合

現行：(50,000円 - 2,000円) × 4% = 1,920円

↓

改正後：(50,000円 - 2,000円) × 2% = 960円

※控除対象となる寄附金額の上限は、都道府県・市区町村への寄附（ふるさと納税）等と合わせて、総所得金額等の30%までとなります。